

8か月で逆転「悔しい」



亡くなった次女・三津子さんの遺影を手に、東京高裁に入る近沢昭雄さん（前列左から2人目）と原告・弁護団（15日正午過ぎ、東京・霞が関で）＝藤見安浩撮影

イレッサ判決

原告ら「将来に禍根」

国、製薬会社は安堵

「夢の新薬」と言われ、多くの肺がん患者が命をつなぐために服用した抗がん剤・イレッサの副作用を巡る訴訟は、国と製薬会社の責任を認めた1審判決が、わずか8か月で覆った。原告側に逆転敗訴を言い渡した15日の東京高裁判決。国が抗がん剤の副作用の救済策を検討するさなかに出された判断に、7年に及ぶ訴訟を闘ってきた原告と弁護団からは、「悔しい」「将来の医薬品行政に禍根を残す」などと落胆や憤りの声が上がった。（本文記事1面）

「娘が副作用被害に遭ったのは君たちの責任だと言われたようなもので、ものすごく悔しい」。2002年10月に次女の三津子さん（当時31歳）を亡くした原告団長の近沢昭雄さん（67）は、閉廷後、弁護団とともに記者会見し、納得いかなかった表情を浮かべた。

1審は提訴から判決まで6年4か月を要したが、控訴審はわずか2回の口頭弁論で結審。1審判決が維持されると予測していた原告と弁護団は、国と製薬会社の上告断念を働きかけるスケジュールまで組んでいた。

「極めて特異な考え方に立った判決で、将来に禍根を残す」。水口真寿美弁護士は怒りをあらわにし、「薬の副作用を否定できない症例があれば、安全対策を取るという姿勢で国も企業も動いている。判決のように

イレッサを巡る訴訟の主な争点

争点	
製薬会社の責任	国の責任
東京地裁判決 3月	○ 適切な記載を指導すべきだったのに怠った
大阪地裁判決 2月	○ 添付文書で、「重大な副作用」欄の4番目にしか間質性肺炎を記載しなかったのは欠陥
東京高裁判決 11月15日	○ 「重大な副作用」欄の最初に間質性肺炎を記載し、注意喚起しなかったのは欠陥
大阪地裁判決 2月	× 指導は万全ではなかったが、会社側が記載に消極的だったことを考慮すれば、違法とまでは言えない
東京高裁判決 11月15日	× 承認時に判明していた症例で、副作用と死亡との因果関係が不明確で、4番目の記載でも欠陥とはいえない

因果関係の確定を求めれば、およそ薬害は防止できない」と批判を連ねた。

大阪訴訟の原告弁護団事務局長・武田信裕弁護士も、大阪市内で記者会見。「まさか」と体の力が抜けた。極めて不当な判決だと憤り、「どう争うか検討し直す必要がある。今日の判決の問題点も指摘していく」と気を引き締めた。

一方、国と製薬会社側には安堵が広がった。小宮山厚生労働相は記者会見で、「主張が認められた。医薬品

わたした同社元社員は「判決はどうかあれ、国や会社は反省すべきだ」と話した。イレッサは承認後、使用者を把握する全例調査などが行われ、いまま爆発的に使用が広がった。元社員は「だれが使ったかわからなかったのは問題だ。責められても仕方ない」と話した。

堀内龍也・群馬大名基督教院（腫瘍内科学）の話「東京、大阪両地裁と異なる結論となったことは、イレッサの問題が複雑なことを意味している。ただ、専門医だから副作用の危険に気付けたはずだという一面的な見方や、多くの患者が亡くなっているのに、国にも製薬会社にも責任がないとした判断には強い違和感が残る。判決からは、教訓とすべきメッセージが伝わっていない」

「決算への影響少ない」

オリンパス聴取 監視委、「課徴金」選択か

光学機器大手「オリンパス」の損失隠しについて、金融商品取引法違反（有価証券報告書などの虚偽記

載）での行政処分にとどめる方向で調査を急ぐ証券取引等監視委員会。幹部は刑事責任が追及された過去の粉飾事件と比べ、決算に与

ていたにもかかわらず、約9億円の資産超過と偽っていたと認定された。

オリンパスの損失隠しも約20年にわたって続けられてきた疑いがあるが、監視委幹部は「カネボウとは財務状況が大きく異なっている」と指摘する。2件の巨額買収で過去の損失を一気に解消したとされる09年3月期の連結決算でも、特別損失の計上などで当期純損

あしたを、つなぐ—— 野村不動産グループ

野村不動産ホールディングス
野村不動産
野村不動産投資顧問
野村不動産アーバンネット
野村ビルマネジメント
野村リビングサポート
NREG東芝不動産
メガロス
ジオアカマツ
野村不動産リフォーム

野村不動産グループ